

再評価結果（令和4年度事業継続箇所）

担当課：道路局 国道・技術課

担当課長名：長谷川 朋弘

事業名	一般国道50号 <small>さくらがわおさかた</small> 桜川筑西IC関連（延伸）	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
起終点	自： <small>さくらがわ</small> 茨城県 桜川市長方 至： <small>さくらがわ なかいずみ</small> 茨城県 桜川市中泉	延長	1.2km		
事業概要					
<p>一般国道50号は、群馬県高崎市から茨城県水戸市に至る首都圏北部の主要幹線道路である。 桜川筑西IC関連（延伸）は、交通渋滞の緩和、安全性向上及び高速道路への利便性向上を目的とした、茨城県桜川市長方～茨城県桜川市中泉までの延長1.2km、4車線の現道拡幅事業である。</p>					
H21年度事業化	H17年度都市計画決定	H22年度用地着手	R1年度工事着手		
全体事業費	約22億円	事業進捗率 (令和3年3月末時点)	約66%	供用済延長	0.0km
計画交通量	27,100台/日				
費用対効果 分析結果	B/C (事業全体) 1.4 (1.9) (残事業) 3.0 (5.8)	総費用 (残事業)/(事業全体) 467/1,987億円 事業費：370/1,830億円 維持管理費：97/156億円	総便益 (残事業)/(事業全体) 1,403/2,682億円 走行時間短縮便益：1,238/2,346億円 走行経費減少便益：130/280億円 交通事故減少便益：36/57億円	基準年 令和3年	
感度分析の結果					
<p>【事業全体】交通量：B/C=1.2~1.5（交通量 ±10%）【残事業】交通量：B/C=2.7~3.3（交通量 ±10%） 事業費：B/C=1.2~1.5（事業費 ±10%）事業費：B/C=2.8~3.3（事業費 ±10%） 事業期間：B/C=1.3~1.4（事業期間±20%）事業期間：B/C=2.9~3.1（事業期間±20%）</p>					
事業の効果等					
<p>①高速道路へのアクセス向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜川筑西IC関連（延伸）の整備により、交通の円滑化が図られ、高速道路へのアクセス向上が見込まれる。 <p>②安全性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該区間の事故類型は、車両相互の追突が多く、全体の約7割を占める。 ・桜川筑西IC関連（延伸）の整備により、交通渋滞の緩和が図られ、交通事故の減少に寄与。 <p>③地域の賑わい創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現道拡幅の整備に合わせて、高速道路の利便性を活かした桜川市による開発計画が進行しており、工業団地や商業施設が立地。また、当該事業沿線の長方地区にショッピングモールが計画されている。 ・4車線化整備の推進により、新たな雇用創出に貢献。 <p>④医療機関へのアクセス性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道50号沿線には、地域医療の中核を担う、さくらがわ地域医療センターが立地。 ・4車線化整備の推進により、スムーズな走行が確保され、地域医療を支援。 					
関係する地方公共団体等の意見					
<p>茨城県知事の意見：</p> <p>一般国道50号桜川筑西IC関連(延伸)は、交通混雑の緩和、交通事故の減少、緊急医療施設へのアクセス向上や北関東道と連携したネットワーク形成による地域振興の支援などの観点から、本事業の必要性は高く、事業を継続することは妥当と考える。なお、早期完成に向けて、事業を推進するとともに、徹底したコスト縮減を図るようお願いしたい。</p>					
事業評価監視委員会の意見					
事業の継続を了承する。					
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等					
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月、北関東自動車道が全線開通。 ・平成30年10月、大和駅北地区にさくらがわ地域医療センターが開院。 ・令和2年度、協和バイパスが新規事業化。 					

事業の進捗状況、残事業の内容等

- ・平成21年度に事業化、用地進捗率81%、事業進捗率66%（令和3年3月末時点）。
- ・平成21年度の事業化以降、平成22年度から用地着手、令和元年度から工事着手。
- ・今後、引き続き用地の取得を推進するとともに、早期開通に向け事業促進を図る。

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

- ・地質調査の結果、軟弱地盤であることが判明し、地盤改良が必要となったことによる事業費増（約2億円）。
- ・用地取得が難航、工事着手が遅延したことから、事業期間を令和3年度から令和6年度に3年延伸。
- ・引き続き用地の取得を推進するとともに、早期開通に向け事業促進を図る。

施設の構造や工法の変更等

- ・現道拡幅部は、既存の舗装と同様に地盤改良等を行わない計画を想定していたが、現地調査により軟弱地盤であることが確認されたため、地盤改良が必要なことが判明したため、中層混合処理工法（杭式改良）を行うものとした。
- ・技術の進展に伴う新技術・新工法の採用など、コスト縮減に努めながら引き続き事業を推進していく。

対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

以上の事業の効果及び進捗状況、関係する地方公共団体等の意見、事業評価監視委員会による審議を踏まえると、本事業は、交通渋滞緩和および安全性向上、高速道路への利便性向上の観点から、事業の必要性、重要性は高く、早期の効果発現を図ることが適切である。

事業概要図



※ 費用対効果分析結果の（ ）は、個別評価結果を示したものの。

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。

※ 総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。